

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進方法

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたっていることから、健康子ども部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携・調整を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、年度ごとに庁内の関係部局と連携し、計画の進捗状況や施策の充実、見直しについて協議を行い、本計画の円滑な推進に努めます。

第2節 市民、関係機関・団体との連携の推進

本計画に基づく事業・施策を計画的に推進するため、市民や関係機関などの意見・要望提案などの把握に努めます。

また、進行状況などの把握と点検・評価について、委員会等で検証するとともに、その結果をホームページなど多様な媒体を通じて広く市民に公表し進行管理の透明性を図ります。

参 考 資 料

1. 貝塚市子ども・子育て会議規則

平成25年6月24日

規則第25号

改正 平成27年3月30日規則第18号

平成29年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和31年貝塚市条例第322号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、貝塚市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の組織、運営その他会議について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、条例別表に定める当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

(一部改正〔平成27年規則18号〕)

(組織)

第3条 会議は、委員27人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 保育及び教育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員がその本来の職を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第5条 会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、会議の調査審議に関して必要があると認めるときは、関係職員に対して説明を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康子ども部子育て支援課において処理する。

(一部改正〔平成27年規則18号・29年16号〕)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会議に諮り、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第18号改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2. 貝塚市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属	氏名
学識経験者	大阪大谷大学教育学部教育学科	◎長瀬 美子
保育及び教育関係者	貝塚市私立幼稚園連合会	芽木 信樹
	貝塚市民間保育連絡会	高田 テルミ
	岸和田人権擁護委員協議会 (貝塚市地区委員会)	南 峯子
	貝塚市青少年指導員連絡協議会	戸江 健一
	貝塚市民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	梅原 直子
子どもの保護者	貝塚市公立幼稚園保護者会の代表	清水 瑞絵 平成30年12月14日～平成31年4月13日
		松本 美穂 平成31年4月14日～令和2年12月13日
	貝塚市私立幼稚園保護者会の代表	金目 京子
	貝塚市公立認定こども園保護者会の代表	山本 祐美子
	貝塚市民間認定こども園・保育園保護者の代表	泉 亮太
	貝塚市学童保育保護者の代表	川上 彰久
	貝塚市PTA協議会の代表	中野 俊彦
	貝塚市幼児教室親の会の代表	田中 愛
	貝塚市母子寡婦福祉連合会	南 敬子
	貝塚市子ども会育成連合会	朝倉 卓也
	子育てサークルの代表	田中 亜希子
その他市長が必要 があると認める者	貝塚市社会福祉協議会	○武本 正
	貝塚市町会連合会	和田 明宏
	貝塚市医師会	川崎 康寛
	貝塚商工会議所	西田 陽
関係行政機関 の職員	副市長	田中 利雄
	教育委員会教育長	鈴木 司郎
	健康子ども部長	南 百合子
	貝塚市公立認定こども園	塔筋 真紀
	教育委員会教育部長	坂本 修司 平成30年12月14日～平成31年3月31日
		樽谷 修一 平成31年4月1日～令和2年12月13日
	教育委員会教育部参与	和中 克仁 平成30年12月14日～平成31年3月31日
		浦川 英明 平成31年4月1日～令和2年12月13日
貝塚市校園長会	久保 美智子	

◎：会長 ○：会長職務代理者

3. 計画策定経過

年度	開催年月日	協議事項等
平成30年度	平成31年 2月12日(火)	第1回 貝塚市子ども・子育て会議 (1) 会長の選任等について (2) 第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画の策定目的及び概要について (3) ニーズ調査(アンケート調査)の項目について (4) ニーズ調査対象者数について
	2月25日(月)～ 3月11日(月)	子ども・子育て支援に関するニーズ等調査の実施
令和元年度	令和元年 7月8日(月)	第2回 貝塚市子ども・子育て会議 (1) ニーズ調査結果報告 (2) 第1期計画の実施状況と評価について (3) 貝塚市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
	10月10日(木)	第3回 貝塚市子ども・子育て会議 (1) 第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について (3) パブリックコメントの実施について
	12月10日(火)～ 12月27日(金)	第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画(素案)に係るパブリック・コメントの実施
	令和2年 2月12日(木)	第4回 貝塚市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメント実施結果について (2) 第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画案(答申)について

第2期貝塚市子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月

発行 貝塚市

編集 貝塚市 健康子ども部 子育て支援課

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

電話 072-433-7090

ファックス 072-433-7051
